

第18回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成25年2月12日（火）午後1時30分～午後3時

2 場 所 大阪市役所屋上階 P1会議室

3 出席者

○ 委 員 （敬称略）

委員長 鬼追 明夫

委員 上島 佳之

〃 佐竹 義久

〃 吉田 豊

〃 吉村 八重子

○ 大 阪 市

村上環境局事業部事業管理課長

城戸環境局事業部事業改革担当課長代理

4 会議録

（事務局：事業管理課担当係長）

それでは、定刻が参りましたので、ただいまから第18回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部事業管理課、担当係長の平田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の出席状況のご報告でございますけれども、本日ご欠席の連絡をいただいておりますのは、大久保委員長代理と田中委員でございます。佐竹委員がまだ来られてお

りませんけれども、時間の都合もございますので先に進めさせていただきます。

本委員会の開催は「大阪市路上喫煙対策委員会規則」第3条第2項によりまして、委員の半数以上の出席がなければ開催ができませんけれども、本日は委員7名のうち4名の方のご出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立していますことをご報告申しあげます。

また、本日の傍聴者は3名です。報道関係者はおりません。

次に、議事等に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

それでは議事に入らせていただきます。鬼追委員長、よろしく申し上げます。

(鬼追委員長)

はい、鬼追でございます。ただいまから委員会を開催させていただきたいと思えます。皆様のご協力を得ながら円滑に議事を進めてまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願い申しあげます。

なお、傍聴の方に申しあげますが、本日は公開で行われておりますが、委員長の許可なく録音や撮影はできません。会議録につきましては、後日ホームページで公開されますのでよろしくお願い申しあげます。

また、私語・雑談の類いは議事進行の妨げになりますので、慎んでいただきますようお願い申しあげます。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードにしてください。

なお、指示に従えない場合は、退室していただく場合がございますので、円滑な委員会の運営にご協力をお願い申しあげます。

それでは、議事に入らせていただきます。

前回の委員会におきまして、「路上喫煙禁止地区にかかる考え方」について大阪市長より諮問がありましたので、それについて引き続き審議をお願いいたします。また、前回審議した、「たばこ市民マナー向上エリア制度活動団体の募集の通年化」について、実施時期が定まったようでございますので、ご報告いただいた後、今回の資料について事務局から説明をお願いすることにいたしております。

それではまず、市のほうからご説明をお願いいたします。

(村上事業管理課長)

それでは事務局の方からご報告をさせていただきます。私は、大阪市環境局事業部事業管理課長の村上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず最初に、委員長からご説明がございました、前回の委員会におきまして、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活動団体の新規募集を、これまでの年1回から通年募集に変更することにつきましてご承認をいただいたところでございますが、早速ではございますけれども、来月の3月1日、この日から実施をすることとしたいというふうに考えております。

なお、実施に当たりまして、各関係団体への情報提供とか局ホームページ、それから市広報紙などに記載をして周知を図っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いさせていただきたいと思っております。

で、応募がございましたら、この直近の委員会で委員の皆様にご意見を聞くという取り扱いをさせていただきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくをお願いいたします。

以上、ご報告でございます。

それでは、お手元の資料、第18回大阪市路上喫煙対策委員会資料に基づきまして、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず資料でございますけれども、他都市の禁止地区における属性についてのご説明をまずさせていただきたいと思っております。資料につきましては、1ページをお開き願いた

いというふうに思います。前回の対策委員会で、禁止地区を指定している政令指定都市が16市あることは前回お示しをしたところでございますけども、今回は、その16市、禁止地区としては52カ所、この52カ所の禁止地区指定場所の属性についての分類をいたしました。

なお、属性の分類につきましては事務局で判断したものでございまして、それぞれの都市が判断をして公表しているものではございませんので、それぞれこういう属性についての公表というのはちょっとされていないということで、事務局が判断しております。ちなみに大阪市の場合ですけども、大阪市につきましては市庁舎周辺とメインストリートという2つに分類というふうに区分をしているところでございます。で、本市のように禁止地区が広範にわたる場合につきましては、属性として1つとは限らず、複数の属性を記載、判断しているところでございます。特に札幌市なんか、膨大な地域を禁止区域としておりますので、複数の属性という形で表記をさせていただいておるところです。具体的にはどういうふうに事務局として判断をしたのかという分類につきましては、分類いたしましたのが、参考資料として別冊でございまして、第18回大阪市路上喫煙対策委員会参考資料というのをおつけしております。で、そこに各都市の地図をつけまして、どういうふうに判断したのかということの属性を地図の横に記載させていただいておりますので、この分につきましては、また、ご参照したいというふうに思っております。

で、その分類の内容でございまして、駅周辺を指定しておる都市が、これが最も多く、大阪市と熊本市を除いた16市中14市が駅周辺という指定をしております。禁止地区で言いますと52箇所のうち41箇所、率で言いますと78.8%が駅周辺を禁止区域として指定しているということになっております。次に多いのが繁華街・商店街でございまして、10市15箇所、28.8%が指定をしておるところでございまして、本市が指定しております市庁舎周辺、これが3番目であり、8箇所、15.4%。それからメインストリートについては4番目であり、4市4箇所

所、7.7%となっているところがございます。次にバスターミナルですけれども、バスターミナルについては3市4箇所、7.7%で、それから次、観光地・イベント会場などが3市4箇所、7.7%。その他といたしまして、公園とか再開発地区、それから区庁舎周辺等がございます。これを見てもらったらわかりますように駅周辺やバスターミナルのように交通機関などの乗りかえなどで人が集中する区域を指定しているという都市が圧倒的に多いのが現状でございます。

大阪市が禁止区域を設定する上での考え方の一つに、大阪を代表する地域を指定することによってPR効果を期待し、御堂筋を選定しましたところですが、他都市におきましてはより実質的な被害の要素のほうを重視しているというふうに思われます。で、これは今後、禁止区域をどう設定していくのかということを考える上で重要な考えの一つになるのかなというふうに考えているところでございます。

次に、禁止地区内での過料徴収・指導にかかる取り組みでございます。資料につきましては、2ページをごらんいただきたいというふうに思います。先ほど禁止地区を指定している16市の属性を説明させていただきましたが、このうち1市につきましては、過料徴収を行っておりませんので、過料徴収を行っております15市の分析を行いました。まず過料徴収の体制でございますが、非常勤嘱託職員のみで巡回をしている都市が12市ございます。そのうち、警察OBのみを採用している都市が、これは大阪市も含めまして10市ございます。それと市のOBも採用している都市が2市ございます。それ以外に非常勤嘱託職員以外に、民間の業者に委託をしているという都市が3市ございます。

次に15市のうち、非常勤嘱託職員のみで巡回体制をとっている12市についての班の体制につきましては、巡回時に1班当たり2名、又は2ないし3名の体制を組んでおります。それで、大阪市も通常は2名1組で巡回をしておりますが、休暇等の関係によりまして3名で巡回する場合もございます。どの都市につきましても過料徴収する際のトラブルを想定しておりまして、1人では過料徴収をさせないようにしてい

るといのが各都市の回答でございました。

それから大阪市につきましては、今現在13名の指導員を採用しております。これを4名ずつに分けて、A・B・Cの3つのグループに分けて、それを更に1グループの4名を2班に分けて2人1組で巡回しております。13名、採用しておりますけれども、うち1名については全体を取りまとめる者として、主任として全体の取りまとめで1名採用しているところでございます。

それから、民間業者を使っている都市が3市ございますけれども、非常勤嘱託職員と民間業者のセットで巡回しております。民間業者だけで回っているというところは何の市もございません。その3市のうちの、まず1市が、非常勤嘱託職員、警察OB2名と民間業者1名、計3名がセットとなって1つの班をつくっていると。それから1市が、警察OB1名と市OB1名、それから民間の業者1名、3名でセットで回っていると。それから、もう1市が、警察OB2名と民間業者2名、計4名で1セットで回っているということで。いずれの都市におきましても過料徴収については、全て非常勤嘱託職員が対応しております、民間業者を使っているところについても過料徴収の徴収権については民間業者には与えていないということで、民間業者のやっておられる業務としては、啓発の類いの旗持ちとか、巡回体制の記録などの補助的業務で、そういう業務を民間事業者に委託をしているということでございます。

それから、過料徴収業務は違反者とのトラブルが想定されますので、各市とも警察OBを中心に複数の体制をとっているということで、現在本市がとっているような2名を基本としながら警察OB2名で徴収をしているというふうな、この体制についてはほぼ大体、どの都市でも大体こういう体制がポピュラーなのかなというふうに思います。

それから、巡回の日なんですけれども、毎日巡回しているという市が大阪市もひっくるめまして10市ございます。これが全体15の中の3分の2を占めております。そうでない市が5市あるんですが、そのうち土曜・日曜・祝日など、巡回の頻度は異な

るといたしましても、巡回をしない曜日を設定していますという都市は1市しかございませんでした。これが各市の過料徴収にかかわる巡回の体制でございます。

次に、資料3から4ページをご参照願いたいと思います。で、これにつきましては、過料徴収の大阪市の状況でございます。御堂筋で平成23年度に過料徴収を実施した場所を、これは町丁目ごとに地図上に示したものでございます。

これ、ページが3、4と裏表になって非常に見にくいんでございますけども、3ページが梅田から本町まで、それから4ページが本町から難波まで記載させていただいています。

で、それぞれの町名の横または下に記載しております数字ですけども、これが23年度1年間の過料徴収の累計件数であります。3ページの一番上の、例えば梅田1丁目であれば、平成23年度1年間で1,660件そういう徴収があったということでございます。

それから総件数につきましては4ページの下に記載をしております、23年度総合計で6,255件が徴収件数でございます。

それから、3ページの右上に枠囲いで記載をしておるんですけども、巡回の方法でございますけども、先ほども少し述べさせていただいたんですが、指導員は4名が1組1班で、それを2名に分けています。で、2名1組という形で、1班は梅田・難波、ここを拠点に禁止地区全体を巡回しております、それから、もう1組は、梅田または難波を、繁華街を重点にそこだけを回っているという形で行っております。これは過去の指導員の経験とかそういうものも生かしまして、過料徴収者の多い場所を中心に巡回していますことから、結果的に梅田周辺、難波周辺での過料徴収件数が大半を占めているという状況になっております。

それから、指導員のローテーションによりまして、日によって巡回頻度や巡回の時間帯については異なりますけども、禁止地区全体については必ず毎日回っているというのが現状でございます。

次に5ページをごらんいただきたいと思います。5ページにつきましては、1日における過料件数の分布を示したものでございまして、平成23年度の6,255件、これを指導員1名あたりに換算しますと、1日平均4.5件。だから大体基本的には2人1組になりますんで、1班で9件ぐらい、これが1日平均徴収するということがございます。

この表につきましては禁止地区の定点調査の調査時間帯に合わせまして、指導員の1人の1時間当たりの件数を算出しております。で、指導員、時間帯によって、2班が動いているときとか1班しか動いてないときとかございますんで、時間帯だけを単純に比較してしまうと、そこに1班動いていたんか2班動いていたんかというのがありますんで1人当たりの1時間というふうに直させていただきました。

路上喫煙率を見ていただきますと、朝の時間帯、これと言いますと7時30分から9時、ここが喫煙率としては一番高いという状況でございます。指導員の1時間当たり過料徴收件数、これについても喫煙率と比例をするのではないかなというふうに思ってたんですが、徴收件数につきましては昼間の時間帯、14時30分から16時、どちらも網掛けをしているんですけども、この時間帯が一番多いということで、朝の喫煙率の高い時間帯については2番目に徴収が高いということで単純に喫煙率に比例をしていなかったという数字が出ております。で、このことの原因として考えられることが、まず指導員が、先ほど説明させていただきましたように、ほとんど梅田もしくは難波、ここに巡回しているのが、1日の巡回の中でも最もこの両地区にいるのが長いということで、御堂筋全体の傾向よりは梅田や難波の特性、これのほうが過料徴收件数に大きく影響を与えているのではないかなというふうに考えております。で、その過料徴收件数の多い梅田・難波なんですけども、これ難波駅前の定点調査地点、具体的には難波東口横断道路と南海難波駅北側三角地のこの2地点でございますけども、ここもやはり路上喫煙率で言いますと朝が一番高く、その後喫煙率は減少しているというふうになっています。ところが反対に通行者数なんですけども、難波

のこの2地点で言いますと通行者数は逆に一番朝が少ないと、その後昼に向かって通行者数がどんどんふえていくということで、この14時30から16時ぐらいの昼の時間帯になりますと朝の通行者数で言いますと2倍ぐらいまで上昇していつているということでございます。ちょっと梅田のほうなんですけども、梅田のほうは定点調査の地点が、ちょっと淀屋橋が一番北側になっておりますので、梅田地域が詳細な数字がございませんので、その辺については梅田あたりは不明なんかなというふうに思っていますけども、相対的に推測されることは、昼間の喫煙率が低くても逆に通行人が多いということは喫煙してはる数としては結構昼間も多いということなんかなというふうに考えているところでございます。それから、これはまた別の原因として考えられることなんですけども、ここはちょっとデータがございませんので、あくまでも指導員が実際に巡回をしている最中の感覚の話ですけども、朝は割と通勤・通学の方が多いということで、結構、目的地まで急いではると、で、うちの指導員が喫煙者を発見したとしても、禁止地区内で喫煙者に追いつけずに、言うたら意図的に逃げてはるんではないんですけども、禁止地区内で喫煙してはる状態を現行犯として確保しにくいというような状況があるという報告を受けています。それとは逆に昼間の時間帯については、割と人の動きがのんびりしとって、禁止地区内に立ちどまって喫煙をしているというようなケースも多くあるということから、禁止地区内での喫煙状態を現認しやすく過料徴収がしやすいとこういうような状況もあって、そういうところが昼間のほうが過料徴収率が高いというような要素になっているのかなというふうに考えているところでございます。

今回の喫煙率と過料徴収件数を比較した結果、喫煙率が単純に比例しないということがデータ的に見えてきたんかなというふうに思っていますので、今後、過料徴収を行うに当たりましての判断として、喫煙率だけではなくして、むしろ喫煙者数というそっちに焦点を当てて考えていくということが一つの要素としてあるのかなと。また、通行者数ということも考慮して、指導や啓発の体制を行っていくことも有効ではない

のかなというふうに考えているところでございます。

最後になりますが、他都市の喫煙所の状況についてご報告をさせていただきます。資料につきましては6ページ、7ページをご参照いただきたいと思いますというふうに思います。

禁止地区を指定しておりますのが16市、これは大阪市も含めての喫煙所の調査をしたところでございます。喫煙所を設置していないのは、福岡市、千葉市、名古屋市、静岡市、この4市については禁止地区内に喫煙所を設置しておりません。その他12の都市については喫煙所を設置しておりますが、ただし広島市なんですけども、広島市については喫煙所を多数設置しているというふうにはお伺いしとるんですが、その設置数についてはご回答いただけてないんで、ちょっと幾つ設置されているかについては把握しかねておるところでございます。

で、禁止地区内での喫煙所を設置している都市が12市でございますけども、広島市を除いた11市で、これで禁止地区としては35の禁止地区になるんですけども、喫煙所としては65箇所の喫煙所がございます。で、それを一応分析いたしました。で、1市当たりの喫煙所が平均で言いますと5.9、1市当たり約6箇所の喫煙所を設置されていると。これを一つの禁止地区に直しますと、一つの禁止地区で1.9、約2箇所、喫煙所を設置されているというのが現状でございます。

喫煙所を設置しております12市のうち広島市を除いた11市におきまして、どういふところに設置しているんかと言いますと、駅前に喫煙所を設置しているという市が、札幌市と熊本市を除いた9市で、これが駅前に設置しているということで一番多いということでございます。それから商店街に設置している市が神戸市、新潟市、熊本市の3市で、公園の中に設置しているというのが札幌市で1市ございました。

本市は、今現在2箇所、喫煙所を設置しているんですけども、難波は当然難波の駅前ということで、もう一箇所、市役所北側の大江橋に喫煙所がございますけども、ここは歩道の利用なんですけども、一応管理上の問題は公園用地ということになってます。管理上、公園用地ということになっているんですけども、この場所そのものが公

園としての用途がないため、今回の分類上では駅前 他の「他」というところに区分をさせていただいております。

それから次に、日々の清掃などの維持管理者についてでございますけども、この65箇所のうち59箇所が市で管理をしております。本市の2箇所も市が管理ということで、これについては民間業者に委託をして毎日2回清掃をしております。

それから、市と民間で管理をしている喫煙所は、新潟市に2箇所、横浜市に1箇所、合わせて3箇所ございます。で、新潟市の場合はJRの敷地内から移設をしたためにJRと市とで、両方で管理をしているというふうにお聞きしております。それから横浜市のほうは、区と企業の協議会で管理をしているということでお伺いしております。

それ以外に、民間が管理している喫煙所というのがございまして、これが新潟市箇所、それから横浜市が1箇所ございます。で、新潟市の場合は、もともとあった民間の喫煙所の周辺を市が禁止区域に指定をしたため、そのまま民間のほうで管理をお願いしているということというふうにお伺いしております。

それから横浜市の場合ですけども、横浜のほうは企業から管理をするという申し出があって、一応その申し出にのっとった形で市のほうが企業さんをお願いしているというふうにお伺いしております。

喫煙所を設置していない都市につきまして、4市ございますけども、少数ではありますが、管理を民間に任せるといようなことで工夫している都市もございますので、本市におきましても、今後、禁止地区内での喫煙所の管理方法についてどういうふうにしていくのかということも、こういうことを参考にしていかなければならないのかなというふうには考えているところでございます。

以上、雑ぱくではございますけども説明させていただきましたので、ご議論のほどよろしくお願いたします。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。

委員の皆様のおかげから、ただいまのご報告、ご説明につきまして、ご質問なり、あるいはご意見でも結構でございます。何かご発言ございませんでしょうか。いかがでしょう。何かございましたら。

佐竹委員、どうぞ。

(佐竹委員)

遅参いたしましたして申しわけございませんでした。

少し、ちょっと教えていただきたいなと思います。過料徴収については6,255件ということで、単純に1,000円としたら、630万ほどですよ。で、この13名を毎日、年末年始も入れて約360日近く回ってはるといって、結構この13名の費用ってどれくらいかかっているんですか。

○村上事業管理課長 路上喫煙対策費用として大体予算として年間6,000万円ほど計上しております。そのうち1,000万円ほどが、これがマナーエリアとか、そういうことへの活動のためにいろんな啓発グッズとかそういうのを購入せなあきませんので、大体それに1,000万円ほどかかっています。それで、残る5,000万円、これが過料徴収のための指導員にかかわる人件費等でございます。600万円ちょっと稼ぐのに人件費としては5,000万円近くかかっておりますので、費用対効果という問題で言うと、非常に費用対効果としては問題あるのかなというふうに考えておりますので、今、議論いただいている中におきましても、効率的な指導員の指導体制みたいなことを考えていく必要があるのかなと。例えば、禁止地区を今のままであれば、この13人が適当なんかどうなんか。または逆に禁止地区の拡大をしたときに、この13人をもうちょっと、人数を増やさんと広く回らすとか、そういう有効な指導員の活用方法ということは今後、考えていかなあかんというふうには思っています。

(佐竹委員)

ありがとうございます。

本当に今後、拡大を考えていくと、このあたりの人件費というのはかなり、もし、今の13人が本当に適当で、拡大して、まだ人数を増やさなアカンとなればすごいお金になろうかと思えますし、そのあたりもいろいろと考えていかないといけないのかなとは思っています。

あと、僕もこのごろ御堂筋をずっと北から南に歩いたりもするんですけども、この啓発というんですかね、ここが禁止エリアですよという掲示が余りないような気がしているんですけども、そのあたりはどうですかね。

(村上事業管理課長)

徴収のときによくもめますのが、「私、ここが禁止地区って知らなかった。」ということで、「禁止地区やったらもっとわかりやすくせえや。」というような苦情もいただきますんで、うちの方としても、なるべく分かりやすいようにということで、一つはこれ、禁止地区設定当初の時なんですけども、御堂筋に面したビル、御堂筋の場合は大概小さな店というよりは大きなビルばかりですので、ビルの管理者の方にお願ひして、ポスターを張らせてくださいということで、この場合は協力していただける、いただけないがありますので、必ずしも全て協力していただいているわけではございません。それと、あと御堂筋の場合、地下鉄の駅が多くありますんで、その地下鉄の駅の上がり口のところにポスターを張らせていただいています。

それから、あと看板なんですけども、看板については、もともと御堂筋が国の管理でございまして、これが管理を変えるということで大阪市のほうに管理が変わったんですけども、物を立てるとか、何かするとなると管理者の了解をとらなアカンので、それがなかなかとりづらかったということもあって、今現在、看板、それから、あと道路上の敷石というか、タイルとかシール、そういうものを貼って、このエリアが禁止ですよというふうにはさせていただいてるんですけども、結構、この手のやつも、シールでも1枚何万円とか、結構高いんで、あちこち、べたべた貼っているほうが分かりやすいのは、よう分かるんですけども、経費とそれから許可の関係があって、今、

平成24年4月現在でございますけども、大型看板34枚、小型看板1枚、それから路面タイルが118枚、それから路面シールが18枚ということでございます。かなりこれ、約5キロちょっとございますので、そこでこれだけなんで、もうちょっとあったほうがええんかも分かりませんねんけど、一応そういうことはさせていただいております。

(鬼追委員長)

はい、他の方、いかがですか。どうぞ。

(吉村委員)

ここの3ページ、4ページの地図の中に出ておりますように、他の場所よりも、難波駅の周辺がとても多いと思いますけれども、この数を3人でお参りになってされている。5ページの時間帯もですけども、ここに書いている時間帯で一番多いのはやっぱり朝の時間帯でございますんやけども、やっぱり高島屋前とか、多いところに人数を3人を4人にしてというような形でやはり徴収の場所や時間を考えたらどうかなと思いますし、それから先ほどおっしゃったように、禁止地区から逃れる、逃れるいうたらいけませんけども、外れてしまったらそこでは過料はとれませんのでね、そういうこともちょっと考えてもらって、こんだけの徴収をしていただいていますんやからね、これからも警察のOBの方とかそういう方で、難波周辺とかの多いところに、ちょっと巡回の人数を増やしたらどうかなと私は思いました。

以上です。

(鬼追委員長)

はい、どうもありがとうございました。何かありますか。

(村上事業管理課長)

今、委員がおっしゃるとおり、一応うちのほうも人通りの多いと言いますかね、やっぱり本町あたりは割と難波・梅田に比べると人が少ないんで、やはり人の多いところをできるだけ行くというふうには思っています。で、一応3名ではなくて2名とい

うことでやらしてもうてますんで、この2名については、やっぱりいろんな過料徴収で結構トラブルがございますので、なかなか1名体制というのはしんどいかなと、ただ、今、ご説明させていただいたみたいに他都市なんかで言いますと、徴収権そのものは民間の人には渡してないんですが、民間と非常勤嘱託職員とのセットということもやられています。それで、徴収する権限の問題で言いますと、なかなか民間に渡すというのは難しいんで、例えば2名でも2名のセットの仕方というのは、いろいろ工夫もあるのかなというふうには思っています。

うちのほうも今まで過料というか喫煙率を見ながら徴収をしていたところもあるんですけども、今回この議論させていただくに当たって、単純に喫煙率ということよりは、むしろ喫煙者数という、そっちにこだわるほうがええんかなということで、委員がおっしゃられているみたいに梅田もしくは難波、この辺の人通りの多いところで、ちょっと資料としてはございませんねんけども、時間帯での人通りもかなり変わってくる場所もあるんで、必ずしも難波・梅田というよりは、どの時間帯のどこが多いみたいなことも今後検討していく一つの材料になるのかなというふうには考えております。

(鬼追委員長)

はい、どうも。よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、次の、たばこ市民マナー向上エリアの路上喫煙状況というところに移りたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それではご説明をお願いいたします。

(村上事業管理課長)

それでは、たばこ市民マナー向上エリアの路上喫煙状況についてご報告をさせていただきます。資料につきましては8ページをご参照願いたいというふうに思います。

まず、市内全域の24地点について路上喫煙率の資料を8ページに記載をさせていただきます。この24地点につきましては、まず一つは禁止地区内の調査地点、

それから、現在マナーエリアとして活動いただいているところの調査地点、それから禁止地区、マナーエリアでないそれ以外の地点というふうに3つに分類をいたしまして、それぞれの年度ごとの推移という形でこの表は記載をさせていただいております。

まず禁止地区のブロックでございますけども、平成19年10月から過料徴収による影響のために、平成18年度、これは条例施行前ですけども、その時の喫煙率が2.57%でございました。それが平成20年の徴収を行って以降、一気に0.38%ということで、喫煙率が激減していると。その後緩やかですけども、喫煙率は徐々に下がっていると。これが禁止地区の特性というか状況でございます。

次にマナーエリアの5地点でございますけども、これが条例施行前の平成18年が0.81%と、もともと禁止地区よりスタート時点で喫煙率は低かったんですけども、平成24年度には0.24%となっており、禁止地区の指定とは関係なしに徐々にずっと下がって行って、今現在、かなり低い数字になっていっているということでございます。

それから、それ以外の地点ですけども、これが条例施行前は2.30%ございました。で、その後、喫煙率というのは緩やかには下がっていったんですけども、平成24年度で0.91%となっていて、喫煙率は低下の方向にはあるんですけども、禁止地区やマナーエリアと比べるとまだまだ啓発の効果というのがあらわれてきてないのかなというのが24地点の状況でございます。

で、次に資料9ページをごらんいただきたいんですが、たばこ市民マナー向上エリアの喫煙率の推移ですけども、まず9ページが調査年度ごとに出したものでございます。マナーエリアの指定前の喫煙率の欄につきましては、これは新規にマナーエリアに加入された年、その年の喫煙率を記載させていただいております。それと、この表なんですけども、喫煙率の調査については平成21年、平成22年、この2か年につきましては民間の業者さんに委託して調査をしておったんですが、平成23年度以降につきましては、事業経費の見直し等がございまして、民間委託から指導員、巡回を行

っている指導員が9月から11月にかけて毎日1地点ずつを調査をしていったということでございます。で、朝の時間帯の調査については、指導員がやっている分については調査をしておりませんので、そのことから調査時の平成22年、平成23年にかけて異なる数字が出たらあかんということで、ちょっと整理はさせていただいています。平成21年度、平成22年度の業者の委託にかかわる調査の時間帯でどこを抜き出しましたかといいますと11時30分から13時の1時間半、それから14時30分から16時の1時間半で、業者委託の時はこの時間帯を抜き出させていただいています。それから平成23年度以降の指導員の調査なんですけども、指導員の調査については10時半から11時の30分、11時半から12時の30分、13時から13時30分の30分、それから14時から14時30分の30分、この時間帯での調査でございます。調査時間帯による喫煙率というのが違いがございますので、5ページにもお示しをしています時間帯の喫煙率の変化を見ていただいてもわかるように、やはり朝の時間帯がやっぱり喫煙率が高いので、この表におきましても平成21年度、平成22年度、業者による調査の時は朝の調査もやっているんですけども、朝の調査分については除外をして、昼間の時間帯で比較をさせていただいております。全体の合計欄を見ますと、マナーエリアの指定の前の喫煙率が1.04%であったものが、平成24年度には0.70%と緩やかなんですけども低下をしてきているというのが、この表の図を見ていただいてもわかるかなと。で、この数字が禁止地区でもないマナーエリアでもない定点の喫煙率、0.91%、この数字よりは若干ではありますけども低いのかなというふうに思っております。

マナーエリアでの活動の効果ということなんですけども、禁止地区ほど、ほんと効果が出るということはなかなか見込まれへんやろうけども、何もそういう活動を行っていない地域から比べると、若干ではございますけども喫煙率の低下に効果があるのかなというふうに考えているところでございます。

次に、10ページをごらんいただきたいんですが、9ページに記載しています資料

をもとにいたしまして、マナーエリアでの活動年数の経過による喫煙率の推移がどうなのかなというのを表にしております。どうしてもマナーエリアの場合は新年度とか、新たに加入をしはったときにそこも数に入れて平均していってしまいますと、マナーエリアとして活動していただいとるんですが、後から活動いただいているところについては当初の数字が入ってしまうんで、ちょっと平均が上がってしまうというのがあって、効果が見づらいので、マナーエリアに指定いただいてから1年たって2年たってという、そういう活動していただいた経験とか経緯、その辺を見るほうがわかりやすいのかなということで、こういう表をつくらせていただきました。これも同じように全体の喫煙率として、もともとスタートが1.04%でございましたけれども、活動の年数の経過とともに徐々に下がっていきまして、今、最初にやっていた地域から言いますと大体4年たつとるんですけども、4年後には喫煙率が0.36%ということで、これは平成20年にマナーエリア制度をつくりまして、その年に活動を始めていただいた団体が現在で4年間継続してやっただいていてということになります。そういうところを見させていただくと、0.36%ということで、かなり喫煙率としては下がってきているんかなということで、このマナー向上の活動については、この表を見ていただきますように、こういう活動やったからすぐに効果が出るということはなかなか言われへんなど、やっぱりこういう活動を長年続けていただくことによって効果が徐々にあらわれてくるということで、その活動のやっぱり時間とか効果が出るまでの時間というのは非常にかかるけども、効果としてはやっぱり0.36%というのは、それ以外のところで言いますと、0.91%なんで、かなりいい数字かなというふうに思っています。禁止地区ほどまでは効果としてないですけども、長期間続けることによって、マナー向上エリアの活動というのは喫煙率を下げている効果があるのかなというふうに思っています。

次に11ページをごらんいただきたいと思います。

前回、佐竹委員のほうからもご指摘をいただいたんですけども、定点調査の地点と

というのがわかりづらいということで、定点調査地点とマナーエリアの地点、これにつきまして、1枚の表に記載をさせていただきました。で、マナーエリアの地点については1番から70番、加入していただいた順番に1番からずっと番号を振っております。あと、この番号のところに網掛けをしておるんですけども、それが6番、8番、11番、14番、15番、19番、22番、24番、これにつきましては市内全域の定点調査地点と同一のところですか。同一のところについては網掛けさせていただいております。

それで12ページをごらんいただきたいんですが、ちょっとA3判にはしたんですが、非常に細かくて見にくいと思いますけども、このA3判の地図でございますけども、8ページに記載をしております市内全域の定点調査の1番から24番と、今、説明いたしました11ページのマナーエリアの番号1番から70番、これを合わせて、地図の上に点で示しております。市内全域でマナーエリアの活動があるために、全部の地点を1枚の表にさせていただいたため非常に小さくて見にくいと思いますけども、ポイントとなるところについては、ちょっと地名とかは入れさせていただいておるところでございます。

左上に記載をしてあるのが、白い四角の枠で囲ってある、その中に番号を入れているこれがマナーエリアの調査地点で、それから黒丸の中に白抜きのあるんですけども、これが市内全域の定点調査のもととなった24地点をあらわしております。地図を見ていただきますと、マナーエリアの地点によっては同じ枠の中に数字が二つ入っている地点がございますけども、エリアが隣り合っているため同地点で1回だけ調査をして、同じ喫煙率という形で示させていただいております。それから、市内全域の定点調査地点とマナーエリアの定点地点が重複している場合、その場合につきましても、どちらも番号を記載しておりますが、実際の調査につきましては、市内全域の定点の調査のみの1回しかやっておりませんので二重には調査をしておりません。重複している地点がございますので、マナーエリア70箇所と定点24箇所、計94

箇所ございますけども、そのうち重複地点がありますので、定点調査としては全てで 83 地点で定点調査の喫煙率を調べているという状況でございます。

以上がマナーエリアにかかわるご説明でございます。ご議論のほどよろしくお願ひします。

(鬼追委員長)

ありがとうございました。

では、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見、どうぞ。

(吉田委員)

表の見方の質問なんですけど、9 ページ、マナー向上エリア路上喫煙率の推移で、押しなべて経年、経つにつれて喫煙率が下がってきているのはわかるんですけども、平成 21 年度の 17 団体について、指定前が 1.71%。22・23・24 年度で、1.86、1.92、2.64%とここだけが増えておるように見えているんですけど、これは何か特殊要因があるんですけど。

(村上事業管理課長)

実は私ども、何でここだけがこないなるのかなというふうにちょっと思ったんですけどね、特に上がる要素がないのかなと、ちょっと気にしましたのが、平成 21 年、平成 22 年と、平成 23 年の調査の時間帯が若干違っているから、そこでずれたりするのはあるんですけど、ところがそれやったらそこだけがずれるだけなんですけど、平成 24 年度になって、逆に喫煙率が上がっているという、ちょっとこれ異常値が出とるんですけどね。ちょっと私どもも、これ何でかというのは分析できてないところなんです。

(吉村委員)

何かこの 17 団体の地域の特殊要因があったとかそういうことではないわけですか。

(村上事業管理課長)

特に何か、他と何か違った要素があるかというのと、別段、他と違った要素もないん

で、それで最初、うちのほうの集計間違いちゃうかなとか、いろいろ調べたんですけど、結局調査した結果がこうなっているんで、ちょっと申し訳ないんですが、ここは何でこういう異常値が出ているのかは分析しかねているところでございます。

(鬼追委員長)

何かございますか。

(佐竹委員)

佐竹でございます。

今の吉田委員のご質問のところら辺の地域を見ていると、道頓堀とか全部ここに入っていて、平成17年度に入っているのかな、みたいな感じがするので、この辺りが数字が増えているのかなとか思ったりもしているんですけども、それとは違う質問をさせていただきたいなと思います。

9ページの中で調査時間帯というところの業者委託と路上喫煙者指導員の調査の時間帯が違うかと思うんです、区切りが。それと、ほかの先ほどの前段のほうの部分でも調査の時間帯が全部ばらばらになっているので、そういう時間帯とかもある程度統一したほうが、いろんな数値的にみるとわかりやすいのかなと思うので、こういったところはきちっと統一をされたほうが、業者さんがやっているのと指導員さんがどっちが手を抜いているとか抜いてないとか見分けるんじゃないかと思うので、ある程度の数字が統一できるんじゃないかなと思うので、このあたりは注意していただけたらなと思います。

それと8ページの、ごめんなさい、表の上記以外の部分の24番は堀川小学校と書いてあるんですけども、ここの数値が全体からみるとめちゃめちゃ高いんですけども、これ、書き方が悪いのか、小学校と書くと小学校の中でこれだけ喫煙しているのかというふうに思ってしまいますけど、これ多分、一号線沿いにある商店街を抜けたところら辺なんで、これちょっと表記、私、PTAやっているんで余り表記よろしくないんじゃないかなと思うので、これをちょっと変えていただけたほうが、何か、

商店街横とかされたらいいのかなと思います。

(村上事業管理課長)

表記はちょっと工夫させていただきます。

(鬼追委員長)

他にいかがでしょうか。

今日、事務局からご提出の資料は皆さんのお手元にある分なんですけど、他にこういう資料がないとか、こういう資料を出してもらいたいとかいうご要望がございましたら、この機会に伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(佐竹委員)

何度もすみません、佐竹でございます。

今、いろんな資料を出していただきましたけれども、公共施設というのはほとんど大阪市、全館禁煙になっていますよね、役所関係、建物内、敷地内というのを。区役所とか行くと、本当に外でたばこを吸われている方も非常に多いんですけども、そういった率とかは調べたりはしたことはありますか。

(鬼追委員長)

率、何の率。

(佐竹委員)

喫煙率。そこでの喫煙率とか。

(鬼追委員長)

公共施設内での喫煙率。

(佐竹委員)

そうですね、今、吸えないんで全員外に出て、たばこ吸っているんですけど、その周りって喫煙場所ってほとんどないので、ほとんど路上喫煙みたいなんで、みんな灰皿持ったりしてたばこ吸ってはる人が非常に多いような気がするんですよ。

(吉村委員)

今日、実はこちらのほうの子育てサロンで、朝から私、行って来まして、その時に役所の方が来られて、「たばこは結局、勤務時間とあれば絶対に吸えないと、吸ったらクビになりますねん。」と、それは冗談であろうともね、そのように今日聞いたところですねん。だから、今までは喫煙スペースの広いところで吸ってなさっていたんですけども、施設内に灰皿も絶対に置けないし、勤務時間の間は絶対たばこを吸ったらいかんのやというように、今日、さっき、私12時にご一緒して、どうぞお昼になったからって言うた時にそうおっしゃったんで、そういうふうに決まったんですか。今日は絶対聞こうと思っていました。

(村上事業管理課長)

まず、本市関係の公共施設ですけども、本市関係公共施設に関しては、全て全館禁煙にもう既になっております。で、その関係で、公共施設周辺についての喫煙率調査については、これはやっておりません。ちょっとどれぐらいになっているか分からないんですが、今、吉村委員のほうからありました、市の職員の勤務時間中の喫煙禁止、これはもう既に喫煙禁止をしております。そやから、吸える時間帯といいますのが、勤務が始まるまでの時間、それから、休憩時間というのかお昼休み、お昼休みには喫煙可能な場所であれば吸えます。ただし、これは庁舎内全面禁煙でございますから、庁舎内では吸えませんので、例えばお昼御飯にどこか食堂行かはって、その食堂が喫煙できるような食堂やったとしたら、もしくは近くに喫煙所があるようやったら、そこでは吸えるということでございます。

で、これ既に新聞を何回か賑わしたと思いますが、勤務時間中にうちの環境局職員がたばこを吸ったということで、クビにはなっていませんが勤務停止ということで、処分はされております。そういうことでございます。

(吉村委員)

たばこ屋さん大変ですね。それ言ってください。

(上島委員)

実は、大阪府条例でも、今度それが決まろうとしております。実は、先般、私たち大阪府下連合8組合の理事長が寄りまして、大阪府知事、それから大阪府議長さんあてに署名嘆願書を持っていったところなんです。もちろん大阪府庁内、敷地内は全然だめです。今現在は、学校・病院そういうような施設の中では全然だめ、これが5年ほど先になりましたら、いわゆる飲食店、あるいはパチンコ屋さん、あるいは喫茶店、そういうところの分煙やなしに全面禁煙というような方向に持っていかれるような厳しい府条例が出そうなところなんです。それで私たちは業者といたしまして、生活問題がかかっております。だからそういうようなことで、大阪ミナミには1,000軒、キタには1,000軒、会員さんがおられるんですけども、大阪府下には何万軒というたばこ屋さんの生活問題にかかわりますので、知事さんあて、議長さんあてにさっきも申しましたように署名嘆願をお願いしておるわけでございます。たばこも、愛煙家が吸う権利があると思うんです。だから分煙はよくわかります。そしてまた路上喫煙もよく理解しております。そういうようなことで、今、吉村委員さんがおっしゃったようなことも本当に、我々業者としては切実に感じておるところでございます。

(鬼追委員長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

時代とはいえ、えらい時代になったもんでございますな。

いかがでしょうか。特にございませぬようでしたら、ちょっと早いようですけれど、これで閉会とさせていただきますと思いますが、よろしゅうございませうか。

市のほうから何かございますか。

(村上事業管理課長)

今回の関係でございますけども、一応、前回の時に大体6月ぐらいにご答申をいただくということで、タイムスケジュール的な概略をお示しをさせていただいたんですが、一応次回については、意見をいろいろ聴取したいなということで、やっぱり当局はなかなか市民の方の声について、ダイレクトに聞くというよりは、確かに市民の声

とかいろんな、今でしたら結構メールとかそんなんがあるんで、そういうのでいただいでいて、路上喫煙に対する意見はお伺いはしとるんですが、どちらかという、声のでかいといたら言い方がちょっと語弊があるかもわかりませんが、意見を言われる方の意見というのは当局も聞いているんですが、実際、意見としてまでは発言をされない市民の方がどう思っはんねんということもあるかなと思っはまして、そういう意味で言いますと、大阪市的に言いますと、日常的に一番市民に近いセクションがどこにあるのかと言いますと、やはり、区役所が一番市民の方と近いかなと。それで、そういう路上喫煙の話ではなかったとしても、日常会話の中で、そういう路上喫煙にかかわる話とか、そんなんも出るかもわかりませんが、そういう市民の意見を一番近くで聞いてはる行政として区役所があるというふうに考えていますので、区役所の区長さんのご意見と言いますか、市民の方と色々な日常でのお話をしておられる中で、路上喫煙に対して市民の方がどういうふうなお考えをお持ちなのかというようなことを区長さんのほうからこの場に来ていただいて、ご意見なりご報告をしていただきたいなということで、まず、そこは行政的に考えているところでございます。

それで、それ以外に、ちょっと委員の方にもお伺いしたいなと思っはますねんけども、どういう方、というのかどういう層とっていいのかわかりませんが、そういう意見聴取を求めるに当たっはまして、こういうところの層の意見聴取をしたい、一回聞いてみたいというようなものがございましたら、今お伺いさせていただきます、次回に向けて、調整したいと思っはますので、その辺についてあるようでしたらご意見をお伺いしたいのですが。

(吉村委員)

今、区長さんっておっしゃいましたね。各区に区政会議っていうのがあるんです。区の中の会議に、それはPTAも入り、一般の方も入り、公募の方も入りして、私ももちろん入っておりますけど、その会議にこういう問題を一応お出しになっはて、どういように各区でお考えになっはたかの結果を区長さんがお持ち寄りになっはて、ここ

で話をするのやったらわかりますけど、区長さん自身が区政会議に出ておられる方と違うので、結局、私らがいろんなことをお話ししたら真剣に聞いていただける区長さんと、それから全然そんなことを聞かない区長さんといろいろございますのでね、そやから区長さんがここへきてお話しするのでは、私、恐らく集約しにくいと思います。だから各区で、区政会議という会議があるので、よそは知りませんが、うちの区ではそうした中にPTAも若い人も、皆、入っての会議ですので、私、入らせていただいて、すごい参考になるんです。それで、上島さんの世話されている喫煙所も聞かせていただいて、私、見に行って、ああこういうことやなということになりました。難波の喫煙所も何度も行っておりました、あそこきれいになりましてね、最初はもう汚かったけれども、それはやっぱりきれいにされたらそこへ皆寄って、たばこを吸われているんです。これ余談ですけども、それをちょっとお考えいただいたらええんちゃう。区長さんをお呼びになるというたからこの問題をちょっと出したんです。

(村上事業管理課長)

今、私が言わせていただいたのは、区長さんの個人的な思いをここに来て述べてくださいというようなつもりで言ったわけではないんですわ。確かにおっしゃられるように24区に区長さんがおられて、それぞれ、まあこんな言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、どういうところに力点を置いてはるのか、これは当然区長さんによってバラバラですし、ある意味、路上喫煙に興味もある区長さんもいてはれば、興味のない区長さんもいてはるかもわかりませんし、そやから言うて24区の区長さんが全部来て、述べてという話にならるので、ちょっと人数とかどの区とかいうのは、まだ考えてないですけども、そういう市民に接しておられる区長さんということで、その、市民の方がどう思っているんやというようなことについて24区を代表していただいて、一人になるのか二人になるのかわかりませんが、そういう意味合いでの区長さんということで思っておりますので、単純に区長さんの単純な思いを出してくれという意味合いではございませんので。

(吉村委員)

私はそう思っていませんよ。やっぱり各区の区長さんが全部違うので、だからそういうことをするというのを区に投げかけていただいたら、そこの区で区政会議とかにお出しになる区長さんもいらっしゃるし、いろいろですので、それをまとめたものをお持ちになってほしいと言うてるんです。わかっていただきましたか。

(鬼追委員長)

では、そういう趣旨で、要望される時に何か市のほうから、区政会議なり何なりで意見を聴取して来てくださいみたいなことをちょっと示唆してもらったらどうなんですかね。

(村上事業管理課長)

まだ、具体的にどうするかというのは考えてないんですけど、例えば区長会とかがございまして、これ24区の区長さんがみんな集まる場なんですけども、そういうところで例えばボールを投げさせていただくとか。今、吉村委員がおっしゃるとおり、市民の方の意見を代表して述べていただかなあきませんので、そういうこととして、逆に各区のほうで意見をいろいろ出してもうて、どなたかの区長に集約した意見をまとめていただいてしゃべっていただくとか、ちょっとその辺についてはこれから区長会のほうとは調整をさせていただきたいというふうに思います。

あと、僕がもう一つお聞きしたかったんは、そういう区長さん以外の関係で、例えばこういう団体の意見も聞いてみたいということがございましたらお伺いしたいなということで述べさせていただいたわけでございます。

(鬼追委員長)

恐らくこの種の動きについて反対だというような団体とかいうのはまずなかろうというふうに思いますんでね、そこは市のほうでしかるべき選別をしていただいたらいかがですか。いろんな団体があると思う、私もほんの、そのうちのほんの一握りしか知らんと思いますけども。

(吉村委員)

今回の委員会資料を先にいただきましたので、私、区長さんにこういうことが、今日、昼からあって、それに行くんでと言うたときに、はあと言うておっしゃったぐらいですので、やはりこういうことが各区に、ちょっとアピールしておいてもらて、PTAとかその区の人が区政会議でも言うてくれはったらいいなと思ったんでね。上島さんも、浪速区の方ですけども、この話で初めてここでお会いしたところから。だからこういうことも、やはり区で知っておいてもらわないかんのと違うかなと思ったもので。

区長会も何かで分けて固まってしはるみたいですね。区長さんの会も、全部が一遍にではなく、ブロック的にしてはるみたい。私も市役所に来て、ちょっと聞くんですけどもね。だからやっぱりこういうことをしていることを皆さんに知ってほしいと思いましたから。区長さんの話が出たからですよ、私、本当にこんなん言うつもりなかったんですよ。お願いいたします。

(村上事業管理課長)

はい。

(鬼追委員長)

他にいかがでしょうか。特にございませんようでしたら、ちょっと早いんですけど、これで閉会とさせていただきますと思います。よろしいですか。

(村上事業管理課長)

そしたら、あと次回の日程なんですけども、実はこれ、事務局の勝手を言わせていただいて申し訳ございませんが、これから市会に入りまして、25年度の予算にかかわる議論を大体3月末ぐらいまでするということになりますんで、今、ちょっと事務局のほうとして予定をさせていただいているのが、4月ぐらいに次回の委員会を開催させていただきたいというふうに思っていますので、具体的な日程については直近で改めて調整させていただきたいと思います。

(鬼追委員長)

直近より大分前のほうがよろしいんでないでしょうか。直近だとそれぞれ、差支えが出てくる。

(村上事業管理課長)

どれぐらい前がよろしいですかね。

(鬼追委員長)

その時に寄りますけど、少なくとも直近よりは一月以上空いたほうがいいと思いますよ。

(吉田委員)

最低半月前でないと。

(村上事業管理課長)

分かりました。半月から一か月くらい前ぐらいに日程調整させていただくということで。

(鬼追委員長)

私の場合は半月ではちょっと怪しいですね。

(村上事業管理課長)

はい。分かりました。

(鬼追委員長)

そういうことでよろしくお願いします。

(吉村委員)

日程は早いことお願いいたします。

(鬼追委員長)

では、大変どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

(事務局：事業管理課担当係長)

本日はこれで閉会いたします。ありがとうございました。